

事務所だより

平成24年9月28日(金) 第46回 発行
発行所 太田税理士事務所
〒672-8030
姫路市飾磨区阿成植木1003 はらだビル3F-B
TEL 079-233-9058 / FAX 079-233-9059
E-mail : oota-fp@ares.eonet.ne.jp

■ お孫さんに活躍してもらい相続税節税

政治の混迷に合わせ、当然ながら税制も迷走していますが、大きな流れを言うと法人税以外の消費税、所得税、相続税の基幹税は増税の方向で、それぞれいつから増税するかということだけで、この方向はまず変わらないと思います。

簡単な説明で申し訳ありませんが、相続税について、ご存じの通り相続人の数に応じて非課税枠が定められていますが、お孫さんを養子にすることで相続人の数を増やし相続税を減らすことができます。既に実子がおられる場合は1人、実子がおられない場合は2人養子にすることができます。

また、お孫さんに財産を贈与(遺言書による遺贈を含みます)することでも税金を減らすことができます。相続税の計算では、相続人に相続開始前3年以内に贈与された財産は、相続税の対象になる財産に加えなければなりません。お孫さんに対して贈与した財産は、原則として相続財産に加えなくてよいからです。

■ 税務調査対策⑤～納税者に不利な事項の立証責任は税務署側にあります

税務調査でモメてしまったとき、大事な「納税者に不利な事項の立証責任は税務署側にある」と認識することです。調査官が否認指摘してきたのだから、調査官がその根拠を証明する必要があるのであって、納税者が証明しなければならないわけではないのです。

例えば、

調査官 「奥さんは本当に働かれていますか？」
納税者 「もちろん働いてるよ」
調査官 「本当ですか？では、その事実を証明して下さい。」
納税者 「そんなこと言われても、役員なのでタイムカードもないし・・・」
調査官 「奥さんが働かれていることを証明できないのであれば、奥さんに対する給料を否認します。」
納税者 「・・・」

このような問答が行われることがあります。これは明らかに「間違った」税務調査です。確かに出勤簿、タイムカードなどがあるに越したことはありませんが、賃金台帳、源泉徴収簿など必要最小限のものを提示しているにもかかわらず、調査官が疑い「反証できないなら否認しますよ」と言うのは間違いなのです。否認するなら調査官が否認するための根拠を調べて、それを納税者に示す責任があります。そのために調査官には、法律で「質問検査権」という権利が認められているのです。

税務調査における立証責任は調査官にあると反論し、納税者に立証責任を転嫁してくる発言には注意しなければなりません。

■ 未だある税務調査での威圧、誤った誘導

海運大手の川崎汽船に対する大阪国税局の税務調査で、調査官が自分たちの見立てに合う確認書を作成し、一部事実と反する内容の回答をさせたり、隣室の会議に支障がでるほどの怒鳴り声を発したりした事実があったと国税不服審判所が採決で認定しました。国税局レベルで、未だに納税者を見下した、高圧的な調査が行われていることに強い憤りを感じます。

■ 企業再生の要点は組織全体の危機感と優れたリーダーシップ

日経新聞「企業再生を考える」よりご紹介させていただきます。
「軍手一組11円、ハケ88円、洗浄ブラシ457円ー羽田空港の一角にある日本航空の整備工場、備品棚にはあたかもスーパーの店先のように、品目ごとに値札が張ってある。『どんな備品もタダではない。コスト意識を徹底するため。』と担当者は言う。
～中略～空港までハイヤーが当たり前だったパイロットの出勤はバスや電車にかわり、人件費も切り下げた。加えて採算管理の徹底や金融支援の結果、同社は世界有数の高収益エアラインに変身した。
～中略～社員や労組、OB、さらに赤字ローカル線の地元自治体まで危機感が浸透し、『倒産(法的整理)するほど経営が悪いのだから、痛みもやむを得ない』として、以前なら断固拒否だった年金の減額や路線リストラが受け入れられたのだ。
企業再生の要点は組織全体で危機感を共有し、それを優れたリーダーがひとつの方向にまとめて改革につなげることだ。」日本航空のような大企業に限らず、否、トップの意識が影響しやすい中小企業だからこそ、このような意識が必要なのでしょうね。

* ご意見・ご質問 & メモ *

FAX 079-233-9059

なお、弊所では、初回無料税務相談を承っております。(要予約)
ご遠慮なくお問い合わせください。TEL 079-233-9058